

## 尾北センター薬局

### 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導 運営規程

#### 第1条（事業の目的）

株式会社尾北調剤センターが開設する尾北センター薬局が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、医師又は歯科医師の指示のもと薬剤師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあっては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

#### 第2条（運営方針）

- 1 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、薬剤師が、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況や置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、薬剤師が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況や置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### 第3条（事業所の名称等）

名称及び所在地は次のとおりとする。

- ①名称： 尾北センター薬局
- ②所在地： 愛知県江南市高屋町大松原118番地1

#### 第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者1名  
管理者は従業員の管理ならびに居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

② 従業員

薬剤師 3 名以上

薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づいて居宅療養管理指導等の提供に当たる。

第 5 条（営業日及び営業時間）

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日

月曜日～金曜日。ただし、国民の祝日、8月15日、12月30日～1月3日を除く。

② 営業時間

午前8時30分～午後5時30分。ただし、電話による24時間連絡可能な体制をおく。

第 6 条（居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類）

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類は、薬剤師による指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

第 7 条（利用料その他の費用の額）

- 1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスに該当するときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に要した交通費は、徴収しない。

第 8 条（事業の実施地域）

- 1 通常の事業の実施地域は、江南市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町とする。
- 2 前項にかかわらず、丹羽郡大口町のうち別表 1 に掲げる地区は、事業の実施地域から除く。

第 9 条（事故発生時の対応）

利用者に対する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

第 10 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的を開催するとともに、その結果

について、従業員に周知徹底を図る。

- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### 第11条（資質向上の研修）

従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- ①採用研修： 採用後2か月以内
- ③ 継続研修： 年1回

#### 第12条（その他運営に関する留意事項）

- ①従業員は、業務上知りえた入所者又はその家族等の秘密を保持する。
- ②従業員であった者に、業務上知りえた入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を取り交わす。
- ③この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社尾北調剤センターの役員と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

#### 附則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

#### 別表1）丹羽郡大口町のうち事業の実施地域から除く地区

1	上小口二丁目
2	河北
3	新宮
4	外坪
5	仲沖
6	中小口三丁目から五丁目まで
7	萩島
8	二ツ星